

議員提出議案第1号

橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月28日 提出

提出者 橋本市議会議員 中西 峰 雄

賛成者 橋本市議会議員 楠 本 知 子

〃 橋本市議会議員 辻 本 勉

〃 橋本市議会議員 土 井 裕美子

〃 橋本市議会議員 中 本 正 人

橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例

橋本市議会議員定数条例(平成 21 年橋本市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
橋本市議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により <u>20 人</u> とする。	橋本市議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により <u>22 人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。